

## 農地中間管理事業手数料徴収要領

### (目的)

第1条 この要領は、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「規程」という。）第11条に定める手数料の徴収等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (手数料の額)

第2条 手数料の額は、貸借期間が1年に満たない場合にあっても、日割り計算はしないものとする。

### (手数料の徴収方法)

第3条 手数料の徴収方法は次のとおりとする。

- (1) 会社が農用地等を借り入れる場合の手数料は、会社が所有者に賃料を支払う際に、当該賃料から差し引くことにより徴収する。
- (2) 会社が農用地等を貸し付ける場合の手数料は、会社が貸付者から賃料を徴収する際に、当該賃料と併せて徴収する。

### (解約等への対応)

第4条 農用地等の貸借期間中に契約を解約又は解除した場合、既に徴収している手数料は返還しない。

### (手数料の減免)

第5条 規程第11条第2項に定める手数料の全部又は一部の免除の取扱いは、債権の管理に関する規程（平成29年4月1日施行）第17条による。

### (その他)

第6条 この要領によりがたい場合の取扱いは、理事長が別途定める。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以後の農用地利用集積計画の公告により借り入れた農用地等から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。